会 議 録

会	議の	名 称	政策調整会議
開	催 日	時	午前8時53分から 令和2年2月4日(火) 午前10時10分まで
開	催場	易所	朝霞市役所 別館 3 階 市長公室
出	催場病病者		關野副市長、神田市長公室長、村山危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長、麦田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、久保田まちづくり推進課主幹兼課長補佐、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、須田同部次長兼教育総務課長、比留間生涯学習部長、渡辺選挙管理委員会事務局長 (担当課1)田中こども未来課長、高橋同課長補佐、田中こども・健康部参事兼保育課長、二河同課専門員兼保育総務係長、井島同課保育係長(担当課2)金子健康づくり課長、坂田同課長補佐、萩原同課保健係長(担当課2)金子健康づくり課長、坂田同課長補佐、萩原同課保健係長(担当課3)須田学校教育部次長兼教育総務課長、大塚同課学校施設係長(事務局) 永里政策企画課長、新井同課長補佐、村岡同課政策企画係主事
会	議	习 容	 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画(案) 朝霞市自殺対策計画(案) 朝霞市学校施設長寿命化基本方針(案)

会	議	資	料	【資料番号1】資料1 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画【概要版】 資料2 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画(案) 【資料番号2】朝霞市自殺対策計画(案)の概要について 朝霞市自殺対策計画(案) 朝霞市自殺対策計画(案)に関するパブリック・コメント(意見募集)結果 【資料番号3】朝霞市学校施設長寿命化基本方針(案)について(概要) 朝霞市学校施設長寿命化基本方針(案)
				□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
				□電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
会	議	録	の	■要点記録
				□電磁的記録での保管(保存年限年)
作	成	方	針	電磁的記録から文書に書き起こした □会議録の確認後消去 □会議録の確認後消去
				場合の当該電磁的記録の保存期間 □会議録の確認後 か月 会議録の確認方法
				出席者の確認及び事務局の決裁
そ必	の 要	他事	の項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

【議題】

1 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画(案)

【説明】

(担当課1:田中こども未来課長)

現行計画の子ども・子育て支援事業計画が令和2年3月で満了するにあたり、これを継承する計画とする、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定についてお諮りするものである。

内容については、資料1第2期子ども・子育て支援事業計画【概要版】を中心に説明させていただく。

1ページを御覧いただきたい。

この計画の基本理念は、現行計画の基本理念を基本として引き継ぎ、子ども自身の育ちを応援する姿勢をより強くし、子どもが「朝霞で育ってよかった」と思い、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育ち・子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を目指すものとして定めている。

1 計画の趣旨と目的について、現行計画では、待機児童対策などの子育て支援を総合的に推進してきたが、保育ニーズの高まりにより待機児童の解消には至っておらず、また、生まれ育った環境に左右されないよう、子どもへの支援、安心安全な子育て環境の整備など、継続して取り組むべき課題は山積している。

第2期計画では、未来を担う本市の子どもたちが家庭や教育・保育施設、地域の中で健 やかに成長し、しあわせに暮らしていくことができるよう、子どもと子育て家庭への支援 施策を更に充実していくことを目的している。

次に、2 計画の性格と位置づけについては、第2期計画は、「子ども・子育て支援法」 第61条に基づき策定するもので、また、現行計画で継承してきた次世代育成支援対策推 進法に基づく次世代育成行動計画の内容を引き継ぎ、本市の子育て支援施策を幅広く検討 するものとなっていること、また、子どもの貧困対策計画を包含している。さらに、「第 5次朝霞市総合計画」の分野別計画に位置付けられる。

概要版の2ページを御覧いただきたい。

- 3 計画期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間としている。
- 4の、計画の対象は、子ども・子育て支援法第6条で、子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者となるが、一部、出生前の妊産婦からその家族や、一部年齢を拡大して対象としているものもある。
- 次に、5 現状と課題については、市民アンケート調査(子ども・子育て支援及び子どもの貧困にかかわるアンケート調査)や、市民の意見を伺う機会として、市内の小・中・ 高校生やその保護者、子育てサークルの参加者などにヒアリング調査を行い、現状の把握 や課題について、第2期計画では5つの課題を抽出している。
 - (1) の、「経済的困難を抱える家庭の子どもへの支援」では、アンケート調査結果か

- ら、市内の小・中学生の子育て家庭の5~6%程度に経済的困難を抱えている可能性があることがわかった。そのような家庭では、相談先を知らないこと、支援を求める声を上げにくいことや、経済的困難が子どもの生活や学習にも影響を与えており、生まれ育った家庭の環境によらず、子どもが未来への希望、自信や自己肯定感を持って自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を用意する必要がある。
- (2)の、「虐待の防止対策」については、アンケート調査結果から、児童虐待が起こる原因として「保護者の精神的な不健康」や、「家庭の経済的な問題等に伴う生活への不満やストレス」、「保護者の子育てに対する経験と知識の不足」などが挙げられ、どの家庭でも起こる可能性がある。児童相談所における児童虐待相談対応件数は大幅に増加しており、本市においても過去に子どもの命にかかわる虐待があることから、虐待の防止対策と適切な対応が必要になる。

概要版の3ページを御覧いただきたい。

- (3)の、「外国につながりのある子どもへの支援」は、市内の公立小・中学校に通う児童のうち、外国籍児童数が5年間で2倍以上に増加しており、日本語指導が必要な児童も多くなっている。このような家庭では、保護者も日本語が理解できず、地域の生活での戸惑いや就園・就学時の課題や学習の遅れなどが懸念されており、日本語指導、就園・就学の支援、円滑な受け入れなどが必要になる。
- (4)の、「成長段階に応じた切れ目のない支援」については、子育てを手伝ってもら える人や相談相手がいないなど子育て家庭の孤立が問題になっている。

また、本市では市外から転入し、出産・子育てをする子育て世代が増えており、子育て 支援施設や公園などの地域情報が届いていない世帯もある可能性がある。妊娠中から子育 てをする中で、子どもの成長段階に応じて必要な支援を切れ目なく受けられるようにする 必要がある。

(5) の、「安全に生活し、安心して子育ち・子育てができる地域づくり」は、全国で交通事故や犯罪、虐待など子どもが犠牲になる痛ましい事件・事故が起きていることから、子育て家庭や子どもたちが安全に生活し、安心して活動し、健やかに成長できる地域をつくる必要がある。

次に、概要版のA3の4ページを御覧いただきたい。

6の施策の体系であるが、これは子育て施策を総合的に推進するための次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成行動計画」で、5つの課題の解決について、基本目標を3つ立て、基本目標を支える基本方針を9つ、さらに施策の方向性が21本、施策の方向性に紐づく、再掲を含む132事業を掲載している。

基本目標1の、「すべての子どもがすくすく育つまち」は、すべての子どもが、かけが えのない個性のある一人の人間として認められながら、家庭や地域が生きる力を育むこと ができるよう、教育・医療・福祉などの各分野が密接に連携し、環境の充実に取り組む。

基本目標2の、「すべての家庭が安心して子育てするまち」では、保護者が妊娠・出産期からの子育ての期間を通じ、切れ目なく支援を受けながら、子育ての不安や負担を感じることなく、安心して子育てに取り組むことができるよう支援を充実させるとともに、地域での見守りや安全安心して子育てできる環境の整備に取り組む。

基本目標3の、「すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち」については、すべての子どもが健やかに、幸せに育つ環境を実現するため、教育・保育事業や福祉サービスの提供と、保育所・幼稚園、学校などの職員の交流や研修の充実を図る。

基本目標を支える基本方針については、9つの方針で、現行計画を引き継いでいる。

施策の方向性については、21本の方向性を設定している、第2期計画で変更のあった ものを3つ説明させていただく。

一番上の(1)、「子どもを虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化」だが、 児童虐待予防と防止の取り組みと、子どもの人権尊重の仕組みづくりについて、要保護児 童対策地域協議会等を活用した児童相談事業や、いじめ防止に対する取り組みなどを関連 事業としている。

次に、上から6つ目の(3)、「経済的困難を抱える家庭と保護者への支援」ついては、 生活困窮者等学習支援事業や市営住宅事業、小・中学校教育扶助事業などを関連事業とし ている。

次に、上から7つ目の(4)、「外国につながりのある子どもと保護者への支援」については、日本語指導支援員の配置や多文化共生推進事業などを関連事業としている。

次に、概要版の5ページを御覧いただきたい。

こちらは、質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」で、「幼児期の学校教育・保育の提供」については、対象人口の見込や施設型給付の幼稚園、保育所など、及び地域型保育給付の小規模保育や家庭的保育などの量の見込みと確保の内容である。

次に、「地域子ども・子育て支援事業の充実」については、地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業や放課後児童クラブ事業、妊婦健康審査事業などの13事業の量の見込みと確保の内容である。

次に、資料2 第2期子ども・子育て支援事業計画の97ページを御覧いただきたい。

第6章 計画の推進・進捗管理体制、1 計画の推進体制は、現行計画と同様に、行政だけでなく、様々な分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、関係機関などとの連携や協働により取り組んでいくこと及び「朝霞市子ども・子育て会議」を計画の評価・検証をする機関とする。

- 2 情報提供・周知では、子育て支援に関する情報や利用方法など、広報やホームページ、説明会、パンフレットの作成・配布などを実施するなど、市民に対する周知や啓発に努める。
- 3 計画の評価・検証・公表については、PDCAサイクルに基づいて、年度ごとに各事業の実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要がある。

また、大きな修正や変更になった場合には計画の見直しを行い、年度ごとの進捗状況や 評価は広報などで公表する。

説明は以上である。

【意見等】

(木村議会事務局長)

概要版2ページ「3 計画期間」の表中の「次期計画(令和8年度~)」は、「次期計画(令和7年度~)」の誤りではないか。

(担当課1:田中こども未来課長)

「次期計画(令和7年度~)」と修正する。

(木村議会事務局長)

概要版 4 ページ 「6 施策の体系」中に基本目標 1 ~ 3 の記載がある。事業計画(案)の 3 7 ページからみていくと、基本目標の順番がずれている。

(担当課1:田中こども未来課長)

事業計画(案)の37ページは現行計画の振り返りをしているページである。現行の計画は、保育の受給という意味合いが強い計画だったが、第2期計画からは、子ども・保護者・地域に範囲を広げて作っているため、基本目標を入れ替えている。

(木村議会事務局長)

事業計画(案)では、基本目標・基本方針と記載があり、「基本目標1」「基本目標2」 といった表記がないが、誤りではないのか。

(担当課1:高橋こども未来課長補佐)

そういった設定はしない予定である。

(小酒井都市建設部長)

事業計画(案)の70ページ、現状と課題内の「公共交通網の偏り」という表記を「公 共交通でのアクセスがしづらい」等の表記に修正したい。

(担当課1:田中こども未来課長)

修正させていただく。

(神田市長公室長)

次世代育成支援対策の行動計画と子ども・子育て支援事業計画で成り立っているとのことだった。行動計画は、前回と比べ、対象の括りを見直しながら、地域や家庭にも目を向けた作りになっている。子ども・子育て支援事業計画は、保育施設等の提供に対する位置づけになっていると理解している。貧困対策計画を包含していると説明があるが、どのように取り込んでいるのか、または説明されているのか。

(担当課1:高橋こども未来課長補佐)

概要版 4 ページ、基本目標 1 の中の「1-2 特別な配慮が必要な子どものために」に紐づく施策の方向性「(3) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援」に位置付けている。

(神田市長公室長)

基本方針1-2が全て貧困対策に当たるものと考えていいのか。貧困対策計画だとわかるように表記した方がいいのではないか。

(担当課1:高橋こども未来課長補佐)

「(3)経済的困難を抱える家庭と保護者への支援」に加え、「(2)ひとり親家庭等の支援」にも貧困対策が含まれていると考えている。貧困対策計画とわかるように加筆する。

(神田市長公室長)

事業計画(案)の58ページ、関連事業に市営住宅を記載しているが、市営住宅の記載だけでいいのか。

(宮村市民環境部長)

市営住宅には、貧困対策の意味合いは含まれているのか。

(担当課1:田中こども未来課長)

都市建設部と調整する。

(小酒井都市建設部長)

事業計画(案)の60ページ、現状と課題は丁寧に記載しているが、施策の方向性の中では、子どもの主体性などについての記載が不足しているように思う。

(担当課1:田中こども未来課長)

都市建設部と調整する。

(神田市長公室長)

事業計画(案)の80ページに教育・保育提供区域の設定という記載があるが、決定の 過程や意味について説明されたい。「均等に整備されており」という記載があるが、問題は ないか。

(麦田こども・健康部長)

子ども・子育て支援事業計画は法定計画である。計画を立てるには、市内に圏域を設定するように定められている。圏域を分けると、圏域ごとに需要を把握して、それに応じて保育園を設置することが必要である。朝霞駅周辺に住んでいても、朝霞台駅周辺の保育園に通っている場合もあり、圏域を設定することで不利益が生じる可能性もある。地域福祉

計画でも、計画ごとに様々な圏域があることが課題の一つになっており、これから整備も 必要だが、保育の計画としては、この圏域と設定している。市全体で施設が偏在しないよ うに計画しているという意味で均等という言葉を使っている。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市自殺対策計画(案)

【説明】

(担当課2:金子健康づくり課長)

全国では、平成10年以降、自殺者が年間3万人を超え、社会問題となり自殺対策基本 法が平成13年に施行され、様々な取り組みがなされ、平成28年度以降は2万人前後ま で減少した。こうした中、平成28年に改正された自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に おいて、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のも と、地域の実情に合った自殺対策計画の策定が義務付けられたことを踏まえて、策定を進 めている。

具体的には、令和元年8月に「朝霞市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置し、本市の自 殺対策について検討してきた。本計画の趣旨として、既存の事業について、新たに自殺予 防の視点を取り入れた形で推進することを考えている。

また、本市の自殺の実態について、地域自殺実態プロファイル等のデータを参考に分析を行っており、3から5ページのとおりとなっている。

次に、概要をご覧いただきたい。基本施策は5本柱の枠組みで関連事業を位置づけ、さらに、分析結果から、若年層対策・中高年層対策・ハイリスク者対策の3点がより重点的に取り組む必要のある課題と位置づけている。基本施策の関連事業の一覧は計画案の8ページからに掲載している。また、重点施策については、17ページから掲載している。

20ページでは、計画の達成指標を令和6年までに平成27年の自殺死亡率14.9と 比べて30%減となる10.4を目標値としており、誰もが自殺に追い込まれなることの ない、安全で安心して生きることができる社会の実現を目指すものとなっている。

【意見等】

(關野副市長)

朝霞市自殺対策計画(案)の3ページ、自殺死亡者数の折れ線グラフについて、全国及び埼玉県の自殺死亡者数が減少しているのに対し、朝霞市は平成27年、平成28年と増加している。このことについて、計画中で触れていないため、分析を進めている旨、記載すべきではないか。

(担当課2:金子健康づくり課長)

他市と比べても、この年に極端に増えている市はなく、社会的な要因と言い切ることができない。今後、分析を進める旨、記載できるように検討する。

(神田市長公室長)

市内の自殺の要因分析はしているのか。

(担当課2:金子健康づくり課長)

厚生労働省が市ごとに分析している。この計画の中では、自殺に追い込まれないように 施策を幅広く展開するように位置付けている。

(神田市長公室長)

国、県、医療機関との連携は施策等に位置付けられているか。

(担当課2:金子健康づくり課長)

国には自殺対策基本法、県には埼玉県自殺対策計画がある。今後、連携することがある と考えている。現在は警察、鉄道事業者と連携している。

(木村議会事務局長)

基本施策に5本の柱が位置付けられている。その中で、3施策挙げられている重点施策のうち、中高年層対策は5本の柱のどれに関わってくるのか。

(担当課2:金子健康づくり課長)

重点施策は、それぞれほぼすべての基本施策に関わってくるものと考えている。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市学校施設長寿命化基本方針(案)

【説明】

(担当課3:須田学校教育部次長兼教育総務課長)

資料は、案の冊子が1冊と、概要がA4で1枚である。

概要には、基本方針案の案が抜けている。案の概要ということでご了解いただきたい。 説明は、概要を中心に進め、必要に応じて本編をご覧いただきたい。

今年度、学校施設の長寿命化の計画について、教育委員会としての案を取りまとめたので、議題として取り上げていただくようお願いした。内容に入る前に、策定の経緯等につ

いて説明する。施設の長寿命化計画については、個別施設計画という場合もあるが、文部科学省から地方公共団体などに策定が求められており、令和3年度以降の国の交付金事業、いわゆる補助金などを申請する際には、計画が策定済みであることが申請の要件となると、文部科学省から説明を受けている。計画の策定率は、昨年4月1日時点で、全国では15.2%、埼玉県は12.5%だが、令和2年度中には多くの地方公共団体等で策定されると思われる。

文部科学省からは策定に係る手引きや解説書が示されており、必須項目と書いた箇所にある通り、計画に盛り込むべき項目が7項目示されている。その7項目のうち、6項目まではこの基本方針に盛り込んだが、残りの1項目は長寿命化の実施計画であり、それには具体的に、例えばどの学校のどの部分を、いつ改修工事を行うかといったことを書き込むことになっている。現在市では、来年度に仮称あさか FM アクションプランを策定して、公共施設全体の改修等の計画を立てる予定があり、学校施設ももちろんその計画の中で改修年次等を定めていく対象となることから、今年度、学校のみの改修計画を立てるには及ばないと考え、その一項目につきましては FM アクションプランに委ねていきたいと判断させていただいた。本編の2ページの図を参照いただきたい。今回教育委員会で取りまとめた部分を基本方針とし、FM アクションプランの学校施設の部分と合わせて文部科学省が要求する計画の形となることを表記している。

3ページをお開きいただきたい。内容は6章建てで、先ほどの6項目をそれぞれ記載している。

まず第1章で、背景や目的、位置付け、構成、期間、対象など総括的な部分を記載している。4ページの期間だが、総合計画の期間とあわせ、としているが表記が不十分で、基本は10年ごとの計画とするが、第1期のみ総合計画後期基本計画の計画期間と合わせ、5年とする考えである。FM アクションプランもそのような方針と聞いている。そのような表記に修正をさせていただきたい。

第2章では対象施設の実態について記載させていただいている。ここでは、児童生徒数や学級数の推移などに触れたのち、建物の健全性を判定し評価している。その方法については、概要の四角の囲みに記載したが、構造躯体については耐震基準、コンクリートの圧縮強度、築年数により判定し、構造躯体以外の部分は、昨年夏休み期間に専門家による診断を行ったものと経過年数等による評価としており、その最終形は38ページの表で表記させていただいている。

実態を把握したのち、どのような学校施設を目指していくかについては、第3章として 記載させていただいた。この部分については、小中学校の校長で構成されている会議でも 意見を聞き、それらを反映したものとしている。

41ページからの第4章では、学校施設の実態と、目指すべき姿を踏まえた上で、今後の整備水準や改修周期について記載させていただいた。建物の長寿命化という手法については、既に公共施設等総合管理計画の中で示されているが、この基本方針においても改めて43ページで記載している。長寿命化のイメージを44ページの図で記載させていただいたが、これまでの、壊れたら改修する方法から劣化の兆候が見られた時点で早めに予防的な改修を行う予防保全であれば、施設の状態を余り劣化させないで維持できるため、長

寿命化が図れるという考え方である。建物の耐用年数を定めることは、状況によりさまざまであることから大変困難ではあるが、ここでは総合管理計画の記述から、鉄筋コンクリート造の場合では、従来の場合60年を基準とし、長寿命化を図った場合には80年を目標として、改修周期の例示をさせていただいた。

次の第5章においては、長寿命化の改修を実際の学校施設に当てはめた場合の具体的な検討と優先順位の設定、コスト試算を行った。第2章での判定を踏まえ、さらに45ページに示す条件の下で、今後45年間に想定される工事が46ページのとおりである。築年数が50年を超える1小、2小、3小、2中などの建物が間もなく改築の時期を迎えている状況である。この表を基にコスト試算したものが、53ページ、54ページに示す図である。また、優先順位を検討する材料として第2章の健全度評価と築年数を点数化したものを52ページに記載している。

コスト試算に当たっては、試算条件をそれぞれ図の下の部分に表記している。試算条件は従来の維持管理については公共施設等総合管理計画を元に、長寿命化は文部科学省の手引きを基にしており、両者を単純比較して評価することには若干の障害があるが、それぞれ上位にあるものが異なることからやむを得ないと判断している。それぞれ、どの程度の財政負担があるかの参考として考慮すべき数字と考えている。

実際に、その条件でコスト試算を比較した場合には、長寿命化改修の方が、総額が大きくなっている。これは、長寿命化を行うまで維持が困難な部分の部位改修の金額を上乗せしていることの影響が考えられる。しかし、考え方としては、長寿命化に切り替えればコストを抑えられるということではなく、長寿命化という手法をとることで55ページにあるような効果を実現しながら、調査結果や試算を元に平準化を図っていく努力が今後必要という考え方を進める計画といえる。

第6章で運用方針を記載しているが、1に掲げる調査結果やデータ等を元に現状を踏まえ、他の計画と同様、PDCA サイクルを念頭に、継続的に施設整備を行っていくことが求められている。

繰り返しになるが、今後は、この基本方針を材料のひとつとして、FM アクションプランにおいて、総合的な検討を進めていくことになると考えている。

それから、パブリック・コメントについてだが、本基本方針は一定の条件のもと、技術的な観点からの見通しを示したものであり、特定の考え方や政策を示したものとは異なるという考えから、行っていない。

今後の予定だが、本会議で指摘をいただいた箇所等の修正を行った後、庁議にて議題と してご検討をお願いし、最終的には教育委員会の方針ということで、教育委員会にて議決、 決定という段取りを考えている。

最後に、資料の精査を行う中で、目次と章の題名が一文字違っていたり、鉄筋コンクリートを示す RC と表記すべきところ R となっていたり、数カ所表記間違いがあり、指摘事項に合わせて修正した後、庁議資料とさせていただく。

【意見等】

(木村議会事務局長)

朝霞市学校施設庁寿命化基本方針(案)の17ページ、第二中学校の圧縮強度が低い。52ページでは、第二中学校が改修等の優先順位が1位となっている。A3版の改修計画では、第二中学校の改築が令和5年度からとなっている。優先順位が1位にも関わらず、第一小学校や第二小学校等よりも後に着手ということでいいのか。51ページでも圧縮強度が低いことに触れていない。

(担当課3:須田学校教育部次長兼教育総務課長)

圧縮強度が基準を下回っているのは、第二中学校の校舎のみである。構造躯体の調査は、長寿命化ができるか、できないかの判断をしている。表では、その結果、長寿命化できないので改築という区分になっている。37ページの学校施設の老朽化状況の総評では、第二中学校の校舎についての一文がある。優先順位については、長寿命化の判断をしたものではなく、52ページにあるとおり、専門家による診断と健全度評価を基にして、点数化して優先度を決めている。その結果、第二中学校の順位は1番になる。A3版の改修計画では、優先順位を加味していない。構成上わかりにくいので、表記を修正する。

【結果】

資料の差し替え、一部修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】